

別紙 2 単価申請手続きに関する質問

公共交通機関及び四輪自動車の単価申請時によくある質問と、それに対する回答をまとめました。

Q. 1 地域コミュニティバスを利用して通所しているのですが、公共交通機関申請画面で経路を入力した後、単価計算ボタンを押すと、下図のように「R-E0010：発着駅が確定出来ません。」のエラーが表示されて経路情報取込ができません。

申請ID

申請日 2016年11月21日

◆施設情報

施設ID 0103	運営法人名 テスト0103	施設住所 江東区亀戸
--------------	------------------	---------------

通所種別(申請する利用者の通所種別をチェックしてください)

生介(テスト施設0103) デイ(テスト施設0104) 生訓(テスト施設0105)

◆申請者情報

単価適用開始日(西暦) 2016年11月4日~

氏名(漢字)	姓	テスト	名	バス利用者
氏名(カタカナ)	セイ	テスト	メイ	バスリヨウシャ
生年月日(西暦)	1995年9月3日	(21歳) ※単価適用開始日時点での年齢		
住所(居住地)	〒2450001 住所表示 ※-無し数字7桁 <input type="checkbox"/> ←住民票と居住地が異なる場合はチェックを入れてください			
	横浜市	泉区池の谷	方書	
身体障害者手帳	5級(第二種)	装の手帳または判定書	無し	精神障害者保健福祉手帳
送迎介助者の有無	無し	送迎介助者の種別		

◆申請経路情報

通所経路について、乗車順に交通機関ごとの「乗車地(駅・バス停)」及び「降車地(駅・バス停)」を入力後、【単価計算】をクリックしてください

経路情報手入力

通所経路	乗車地(駅・バス停)	降車地(駅・バス停)	福バ敬バ	通常運賃	(運賃) 障害割引率	割引適用後 運賃	通常 定期代金	(定期代金) 障害割引率	割引適用後 定期代金
	路線名・バス系統	路線名・バス系統							
経路1	小雀浄水駅	大船駅東口	<input type="checkbox"/>	¥ 0	0 %	¥ 0	¥ 0	0 %	¥ 0
経路2	大船	横浜	<input type="checkbox"/>	¥ 0	0 %	¥ 0	¥ 0	0 %	¥ 0
経路3	横浜	大倉山(神奈川) x	<input type="checkbox"/>	¥ 0	0 %	¥ 0	¥ 0	0 %	¥ 0
経路4			<input type="checkbox"/>	¥ 0	0 %	¥ 0	¥ 0	0 %	¥ 0
経路5			<input type="checkbox"/>	¥ 0	0 %	¥ 0	¥ 0	0 %	¥ 0

運賃調整額(本人)	¥ - 0	定期代金調整額(本人)	¥ - 0
運賃調整額(介助者)	¥ - 0	定期代金調整額(介助者)	¥ - 0

※手入力の場合は、入力後に「手入力情報取込・計算」ボタンを押してください

A. 1 単価計算ができない場合、手入力による単価申請登録を行ってください。

通所交通費助成システムでは、運賃検索ソフトを用いて申請された経路の乗降駅・バス停より最も経済的な経路を算出しますが、一部の交通機関（地域コミュニティバス等）は運賃検索ソフトが未対応の場合があり、上記のようなエラーが表示されます。

上記エラーが発生した場合、通所経路を確認の上、手入力による単価申請登録を行ってください。なお、登録方法については、「**5.1.2（公共交通機関）入力した経路が検索結果に出てこない場合の単価の申請を行う**」を参照してください。

Q. 2 自家用車で通所しているのですが、四輪自動車申請画面で**単価計算**ボタンを押した時、
 下図のように、「R-W0002：経路距離が大幅に実態と異なる場合のみ、障害福祉課へ連絡して
 ください。」のメッセージが表示されました。

横浜市
 通所交通費助成システム
 施設ID 9009 代表施設名 横浜福祉事務所
 四輪自動車申請 [メニュー] [終了] [困ったときはこちら]
R-W0002：（助成対象となる単価）経路距離が大幅に実態と異なる場合のみ、障害福祉課へ連絡してください。
 申請ID [] [戻る]
 申請日 2016年10月20日
 ◆施設情報
 施設ID 9009 運営法人名 テスト法人2 施設住所 横浜市中区日本大通19
 通所種別(申請する利用者の通所種別をチェックしてください)
生活介護(横浜福祉事務所) 就労A(横浜福祉事務所)
 ◆申請者情報
 単価適用開始日(西暦) 2016年11月1日～
 氏名(漢字) 姓 テスト 名 利用者
 氏名(カタカナ) セイ テスト メイ ヨウシャ
 生年月日(西暦) 1980年5月10日(36歳) (※単価適用開始日時点での年齢)
 住所(居住地) 〒2440001 住所表示 ※-無し数字7桁 ←住民票と居住地が異なる場合はチェックを入れてください
 横浜市 戸塚区鳥が丘 方書 []
 身体障害者手帳 1級(第一種) 愛の手帳または判定書 A1 精神障害者保健福祉手帳 無し
 ◆申請経路情報
 入力例
 乗車地(出発地) 住所(居住地) [] 方書 []
 降車地(到着地) 通所先 [] 横浜市中区日本大通19 方書 []
 [単価計算]
 地図: 湘谷駅, GeOAP, 俣川駅, 横浜駅, 横浜港

A. 2 画面右下の経路地図と経路距離を確認し、明らかに経路距離が異なる場合のみ、「備考」の項目に理由を記入した後、単価申請登録を行ってください。

通所交通費助成システムでは、経路検索ソフトにより、「住所（居住地）」及び「通所先の住所」の情報から最も経済的な経路（最短距離）を検索しますが、入力内容（正確な住所が取得できなかった）等の理由により、「出発地」または「降車地」の位置がずれてしまうことがあります。

画面右下の経路地図の「出発地」及び「降車地」のおおまかな位置を確認した後、経路距離が明らかに異なる場合のみ、画面左下の「備考」欄に理由を記入し、単価申請登録を行ってください。

横浜市の審査で、最終的な単価が決定されますので、審査後に決定単価を必ず確認してください。

※「備考」欄の記入例

備考

※通所先以外の降車地を選択した場合の理由や、算出された距離が実際と大きく異なる場合の実際の距離と理由を記載
 出発地と居住地とは違う場所（隣町）を指しており、経路距離が明らかに表示と異なる。実際の居住地からの最短距離は25キロ。

Q. 3 単価の申請を行うのを忘れてしまいました。
過去の通所に対する申請は後からでも行う事が出来ますか。

A. 3 一定期間前までの申請であれば過去の通所に対する申請は可能です。
但し、過去の通所に対する申請を行う場合には、遅延理由書を提出頂く必要があります。

通常の単価申請作業を行っていただき、適用開始日欄を申請したい日付にします。

横浜市
通所交通費助成システム
施設ID 9009 代表施設名 横浜福祉事務所
公共交通機関申請

申請ID [] 申請日 2016年10月20日

◆施設情報
施設ID 9009 運営法人名 テスト法人2 横浜市中山区日本大通1-9

◆申請者情報
単価適用開始日 (西暦) []年 []月 []日~

氏名 (漢字) 姓 [] 名 []
氏名 (カタカナ) セイ [] メイ []
生年月日 (西暦) []年 []月 []日 (歳) (※単価適用開始日時点での年齢)
住所 (居住地) 〒 [] 住所表示 ※-無し数字7桁 □ ←住民票と居住地が異なる場合はチェックを入れてください
横浜市 [] 方費 []
身体障害者手帳 [] 要の手帳または判定書 [] 精神障害者保健福祉手帳 []
送迎介助者の有無 [] 送迎介助者の種別 []

確認

<<申請可能な期間について>>

現時点(申請を行う日)より**前々期の申請開始日**までの通所交通費は申請可能となります。
ただし、**新制度適用前となる2016年10月以前の申請は行えません。**

例1) 2018年2月8日に2016年12月1日からの通所交通費を申請する場合

2018年2月8日時点の各申請開始日が

- ・今期の申請開始日 : 2017年10月1日
- ・前期の申請開始日 : 2017年4月1日
- ・前々期の申請開始日 : 2016年10月1日

であったとします。

この場合、前々期の申請開始日である2016年10月1日以降の通所交通費を申請することができますので、適用開始日に2016年12月1日と入力し、申請を行ってください。

遅延理由書を忘れずにご提出願います。

例2) 2018年8月8日に2017年2月1日からの通所交通費を申請する場合

2018年8月8日時点の各申請開始日が

- ・今期の申請開始日 : 2018年4月1日
- ・前期の申請開始日 : 2017年10月1日
- ・前々期の申請開始日 : 2017年4月1日

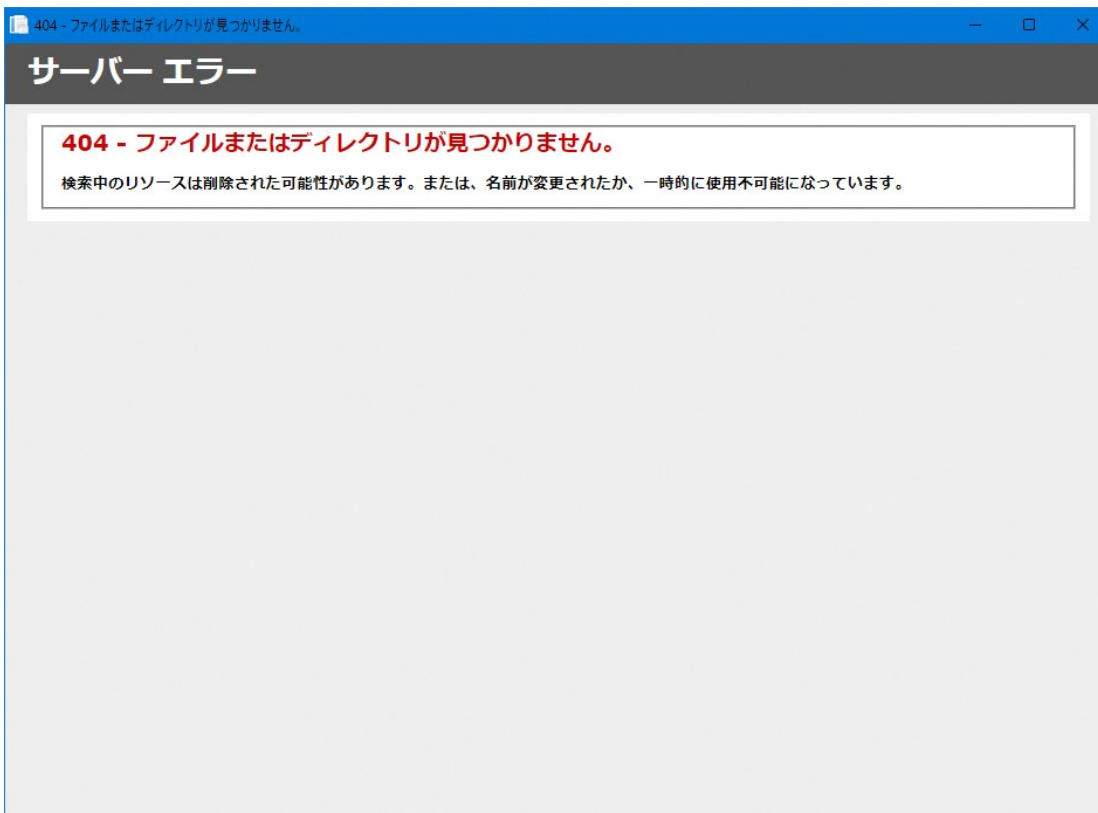
であったとします。

この場合、前々期の申請開始日である2017年4月1日以降の通所交通費を申請することができますが、**2017年4月1日以前である2ヶ月分の通所交通費は申請することができません。**

適用開始日に2017年4月1日と入力し、申請を行ってください。

遅延理由書を忘れずにご提出願います。

Q. 4 単価申請内容の印刷を行おうとしたところ、以下のようなエラーの画面が表示され、単価申請内容の印刷ができません。



**A. 4 単価申請内容の印刷用ファイル（PDF 形式）が作成できていません。
一旦、当該申請を引戻した後、再度申請をし、単価申請内容の印刷用ファイル（PDF 形式）を作成してください。**

このような場合、単価申請内容の印刷用ファイル（PDF 形式）は作成できていませんが、単価申請自体は問題なく作成または、修正できています。
処理状態が「申請中」となるため、一旦、引戻し処理を行い、再度申請をしてください。
単価申請の引戻し、再申請方法については、「[5.3.2_申請した単価を修正する](#)」を参照してください。

Q. 5 四輪自動車にて送迎していますが、施設の最寄駅から送迎バスが出ている為、送迎は最寄駅までとなります。その場合の単価の申請はどうすればよいでしょうか。

A. 5 四輪自動車の単価申請を行う際に、降車地（到着地）に「最寄駅等」を選択し、最寄駅の住所をその隣の入力欄に入力してください。

メニュー画面で**四輪自動車利用者**ボタンを押して、四輪自動車申請画面を表示します。

四輪自動車申請

申請ID: [] 申請日: 2016年10月20日

◆施設情報

施設ID	運営法人名	施設住所
9009	ファスト法人2	横浜市中区日本大通19

◆申請者情報

単価適用開始日 (西暦) 2016年12月1日

氏名 (漢字)	姓	ファスト	名	利用者
氏名 (カタカナ)	セイ	ファスト	メイ	リョウシャ
生年月日 (西暦)	1990年4月30日 (26歳) (※単価適用開始日時点での年齢)			
住所 (居住地)	〒2440001 横浜市 戸塚区鳥が丘17-18			

◆申請経路情報

乗車地 (出発地)	住所 (居住地)	方書
降車地 (到着地)	通所先	方書

「◆申請経路情報」の「降車地（到着地）」のドロップダウンリストで「最寄駅等」を選択し、降車地の住所（必須入力）、方書（任意入力）を入力してください。

◆申請経路情報

入力例

乗車地 (出発地)	住所 (居住地)	方書
降車地 (到着地)	通所先	方書

「最寄駅等」を選択してください。

最寄駅の住所を入力してください。

Q. 6 以前に作成した公共交通機関の申請情報を画面で確認した時に、最新の単価及び上限金額の情報が表示されました。この場合、何をすればよろしいですか。

横浜市
通所交通費助成システム

申請ID: K0103-1602601

申請日: 2016年8月18日

◆施設情報

施設ID: 0103 | 施設法人名: テスト0103 | 施設住所: 江東区亀戸

◆申請者情報

単価適用開始日(西暦): 2016年9月1日~

氏名(漢字): 横浜 | 氏名(カタカナ): ヨコハマ | 氏名(フリガナ): ハナコ

生年月日(西暦): 1995年4月1日(21歳)

住所(居住地): 〒2450001 横浜市泉区池の谷

◆申請経路情報

通所経路	乗車地(駅・バス停) 路線名・バス系統	降車地(駅・バス停) 路線名・バス系統	福バ 祝バ	通常運賃	(運賃) 障害割引率	割引適用後 運賃	通常 定期代金	(定期代金) 障害割引率	割引適用後 定期代金
経路1	横浜本牧駅(横浜市営バス) 97系統	根岸駅前(横浜市営バス) 97系統	<input checked="" type="checkbox"/>	¥216	0%	¥216	¥52,110	0%	¥52,110
経路2	根岸(神奈川) 根岸線	根岸線	<input type="checkbox"/>	¥165	0%	¥165	¥24,810	0%	¥24,810
経路3	横浜 相鉄本線	いずみ中央 相鉄本線	<input type="checkbox"/>	¥298	0%	¥298	¥61,560	0%	¥61,560
経路4									
経路5									

運賃調整額(本人): ¥0 | 定期代金調整額(本人): ¥0
運賃調整額(介助者): ¥0 | 定期代金調整額(介助者): ¥0

! 助成対象となる単価及び上限金額はどちらです ※横浜市「申請」後、決定申請になります。				! 最新の単価及び上限金額はどちらです			
単価	片道1回分	単価	6ヶ月上限金額	単価	片道1回分	単価	6ヶ月上限金額
本人	¥678		¥138,480	本人	¥679		¥138,480
介助者	¥0		¥0	介助者	¥0		¥0

備考 ※通所経路を大きく外れた場合や運賃調整額を入力した場合等の理由を記載

差戻し理由

承認 差戻し 戻る

申請した単価以外に最新の単価及び上限金額の情報が表示されている。

A. 6 運賃改定等により路線や運賃が変更されています。以前に作成した申請情報の適用を終了し、新しく単価申請を行ってください。

通所交通費助成システムでは、運賃検索ソフトを用いて申請された経路の乗降駅・バス停より最も経済的な経路を算出します。運賃改定等が発生した場合に今までの申請内容よりも経済的な経路が算出されると上記のような表示がされます。

申請情報の適用終了処理方法については、「5.3.5_経路の変更などにより単価を変更する」を参照してください。

新規の単価申請方法については、「5.1.1_公共交通機関申請画面(新規単価申請)」、または「5.2.1_四輪自動車申請画面(新規単価申請)」を参照してください。

Q. 7 申請書印刷画面で申請書を印刷しようとしたが、印刷プレビュー画面が表示されず印刷出来ないがどうすればよいか。

横浜市
通所交通費助成システム
四輪自動車申請内容印刷

単価申請は完了しました。市で審査後、単価を決申請内容を印刷し、利用者の方に確認してください(市)

以下のリンクより印刷してください

申請内容印刷

※画面を閉じると「申請内容印刷」ができなくなりますので、ここで印刷してください。
※住民票と居住地が異なる場合は居住している証明を提出してください。(様式は [横浜市HP](#) から)

単価決定	決定単価は必ず確認してください ・申請に誤りがあった場合、申請時と決定時で金額が異なる場合があるため、決定後に、申請単価と決定単価が異なっている方がいないかシステムで確認してください。 ・毎月20日までの申請を月末に横浜市が審査し、翌月初に決定単価をシステム上に表示します。 ・4月と10月は、それぞれ10日までの申請分について、16日頃に決定単価をシステム上に表示します。
変更申請	通所者の障害状況や主な通所状況が変わった場合には、改めて単価申請(変更申請)が必要になります。 (例)・通所者の障害者手帳の状況が変わったとき(新たに手帳を取得したとき、手帳の等級が変わったとき、手帳が廃止となったときなど) ・通所者の主な居住地が変わったとき(引っ越したとき など) ・主な通所経路が変わったとき(主に利用する交通機関が変わったとき など) ・送迎介助者の主な付添い状況が変わったとき(送迎介助者が付き添いが必要(不要)になったとき など)

別の利用者の単価申請・申請情報の修正を行う場合は、以下よりそれぞれの画面に進んでください。

[公共交通機関申請](#)
[四輪自動車申請](#)
[単価管理](#)

A. 7 「4.1_システムを利用する為に最初におこなって頂くこと」を参照し、ポップアップブロックの設定変更を実施してください。
エラー画面が表示されてしまった場合でも申請情報は登録されています。
ポップアップブロックの設定変更を実施後、再度ログインからやり直し、登録した申請情報を引き戻した後、内容を変更せずに再度申請し直してください。

通所交通費助成システムを初めて利用した場合など、上記の事象が発生する場合があります。その場合は「4.1_システムを利用する為に最初におこなって頂くこと」を参照し、ポップアップブロックの設定変更を実施してください。

« エラー画面が表示されて申請情報が印刷出来なかった場合 »

エラー画面が表示された為、申請情報が印刷出来なかった場合、
単価の再申請を行う事で帳票を印刷する事が出来ます。
単価の再申請方法は単価の修正方法と同様です。
単価を修正する時と同様に、申請情報を引戻し、申請内容を変更せずに再申請してください。

申請情報の適用終了処理方法については、「**5.3.2_申請した単価を修正する**」を
参照してください。

Q. 8 申請書を印刷しようとして申請書の印刷プレビュー画面を表示したが、印刷の仕方が分からない。プリンタに印刷するにはどうすればよいか。

20220331_K50012103001.pdf

1 / 1

申請日 2022年 3月 31日
申請ID K5001-2103001

通所交通費 単価申請内容 (自家用四輪自動車)

施設ID	5001	運営法人名	利用者施設5001
施設住所	横浜市南区伏見町1-2-3		

【利用施設種別】

(1) 職訓 (利用者施設5001)	(2)
(3)	(4)
(5)	(6)
(7)	(8)

単価適用開始日(西暦) 2022年 3月 10日~

氏名(カナ)	(セイ) ヨコハマ	(メイ) ハナコ	生年月日	1995年	
氏名(漢字)	(姓) 横浜	(名) 花子	(26歳)	5月2日	
住所(居住地)	〒2450001 横浜市南区池の谷 <input type="checkbox"/> 住民票と居住地が異なります				
身体障害者手帳	2級(第一種)	愛の手帳または判定書	無し	精神障害者保健福祉手帳	無し

乗車地(出発地)	住所(居住地)		
降車地(到着地)	通所先	横浜市南区伏見町1-2-3	

備考

経路距離	13 km × 20 円
片道1回分 単価	260 円 ※1km未満切り上げ

【助成対象となる単価】

(助成対象となる単価) 経路距離が大幅に実態と異なる場合のみ、障害自立支援課へ連絡してください。

A. 8 印刷プレビュー画面の上部の操作バーのプリンタのアイコンをクリックし、印刷してください。
端末によっては表示用のソフトが個別にインストールされ、操作バーが表示されないあるいは表示位置が異なる場合があります。その場合には印刷プレビュー画面にてマウスを右クリックし、表示される項目から印刷を選択して印刷してください。

例 1）画面上部の操作バーから印刷する場合

20220331_K50012103001.pdf

1 / 1

通所交通費 単価申請内容 (自家用四輪自動車)

申請日 2022年 3月 31日
申請ID K5001-2103001

施設ID	5001	運営法人名	利用者施設5001
施設住所	横浜市内南区伏見町1-2-3		

【利用施設種別】

(1) 職訓 (利用者施設5001)	(2)
(3)	(4)
(5)	(6)
(7)	(8)

単価適用開始日(西暦) 2022年 3月 10日~

氏名(カナ)	(セイ) ココハマ	(メイ) ハナコ	生年月日	1995年	
氏名(漢字)	(姓) 横浜	(名) 花子	(26 歳)	5月 2日	
住所(居住地)	〒2450001 横浜市区池の谷			<input type="checkbox"/> 住民票と居住地が異なります	
身体障害者手帳	2級(第一種)	愛の手帳または判定書	無し	精神障害者保健福祉手帳	無し

乗車地(出発地)	住所(居住地)		
降車地(到着地)	通所先	横浜市内南区伏見町1-2-3	

備考

経路距離	13 km × 20 円
片道1回分 単価	260 円 ※1km未満切り上げ

【助成対象となる単価】

(助成対象となる単価) 経路距離が大幅に実態と異なる場合のみ、障害自立支援課へ連絡してください。

例2）画面上にて右クリックすることで印刷する場合

20220331_K50012103001.pdf

1 / 1

申請日 2022年 3月 31日
申請ID K5001-2103001

通所交通費 単価申請内容 (自家用四輪自動車)

施設ID	5001	運営法人名	利用者施設5001
施設住所	横浜市南区伏見町1-2-3		

【利用施設種別】

(1) 職訓 (利用者施設5001)	(2)
(3)	(4)
(5)	(6)
(7)	(8)

単価適用開始日(西暦) 2022年 3月 10日~

氏名(カナ)	(セイ) ヨコハマ	(メイ) ハナコ
氏名(漢字)	(姓) 横浜	(名) 花子
住所(居住地)	〒2450001 横浜市南区池の谷	
身体障害者手帳	2級(第一種)	愛の手帳または判定書 無し
精神障害者保健福祉手帳	無し	

乗車地(出発地) 住所(居住地)

降車地(到着地) 通所先 横浜市南区伏見町1-2-3

備考

【助成対象となる単価】

経路距離	13 km × 20 円
片道1回分 単価	260 円 ※1km未満切り上げ

(助成対象となる単価) 経路距離が大幅に実態と異なる場合のみ、障害自立支援課へ連絡してください。

20220331_K50012103001.pdf

1 / 1

申請日 2022年 3月 31日
申請ID K5001-2103001

通所交通費 単価申請内容 (自家用四輪自動車)

施設ID	5001	運営法人名	利用者施設5001
施設住所	横浜市南区伏見町1-2-3		

【利用施設種別】

(1) 職訓 (利用者施設5001)	(2)
(3)	(4)
(5)	(6)
(7)	(8)

単価適用開始日(西暦) 2022年 3月 10日~

氏名(カナ)	(セイ) ヨコハマ	(メイ) ハナコ
氏名(漢字)	(姓) 横浜	(名) 花子
住所(居住地)	〒2450001 横浜市南区池の谷	
身体障害者手帳	2級(第一種)	愛の手帳または判定書 無し
精神障害者保健福祉手帳	無し	

乗車地(出発地) 住所(居住地)

降車地(到着地) 通所先 横浜市南区伏見町1-2-3

備考

【助成対象となる単価】

経路距離	13 km × 20 円
片道1回分 単価	260 円 ※1km未満切り上げ

(助成対象となる単価) 経路距離が大幅に実態と異なる場合のみ、障害自立支援課へ連絡してください。

印刷メニューが表示されるので、こちらから印刷が可能です。

- 戻る Alt+左矢印
- 進む Alt+右方向キー
- 最新の情報に更新 Ctrl+R
- 保存 Ctrl+S
- 印刷 Ctrl+P
- メディアをデバイスにキャスト
- ページをデバイスに送信 >
- このページのQRコードを作成
- 音声で読み上げる Ctrl+Shift+U
- 日本語に翻訳
- 時計回りに回転 Ctrl+]
- 反時計回りに回転 Ctrl+[
- 開発者ツールで調べる

Q. 9 作業中に以下のようなメッセージ画面が出てきたが、問題無いか。
OKボタンを押してよいのか。



A. 9 システム側で処理を実行中にボタンを押した場合などに上記のメッセージ画面が表示される場合があります。システム側の処理が終了するまでは次の処理が出来ません。
このようなメッセージ画面が表示された場合には、**OK**ボタンを押して再度処理を実行してください。

同じようなメッセージ画面として、以下のような画面が表示される場合もあります。
この場合も同様に**OK**ボタンを押して、再度処理を実行してください。

